

平成27年2月定例会 県土整備委員会（事前）

平成27年2月9日（月）

[委員会の概要 県土整備部関係]

岡田委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

昨日の議会運営委員会において、提出予定議案のうち、議案第63号の平成26年度徳島県一般会計補正予算（第7号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①，②）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計予算
- 議案第13号 平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算
- 議案第46号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第47号 徳島県都市公園条例の一部改正について
- 議案第48号 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 建築基準法施行条例の一部改正について
- 議案第50号 徳島県港湾施設管理条例の一部改正について
- 議案第57号 平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金の追加について
- 議案第58号 徳島県県営住宅集約化PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約について
- 議案第59号 権利の放棄について
- 議案第62号 県道の認定について
- 議案第63号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 報告第1号 訴えの提起に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 高速道路等の開通について（位置図）（資料③）
- 徳島自動車道開通記念イベントについて
- 倒木対策の対応状況について（資料④）
- 西部健康防災公園基本構想（案）の概要について（資料⑤）
- 徳島阿波おどり空港臨空用地への企業の進出について（資料⑥）
- 「第 3 回平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会」の開催結果について（資料⑦）

小林県土整備部長

提出予定議案の説明に先立ちまして、6日に県南部を震源として発生した地震に関する、県土整備部における対応状況等につきまして、御説明申し上げます。

6日午前10時25分ごろ、徳島県南部を震源として発生した地震による災害対策警戒本部設置に伴い、県土整備部におきましては、地震発生直後より被災状況の情報収集を指示、同日10時50分には、県土整備部災害対策警戒会議を招集し、被害状況の情報共有を図るとともに、各庁舎においては、県管理の道路、河川、港湾などのパトロールや点検を実施してまいりました。

地震の影響といたしましては、JR四国牟岐線、徳島線及び阿佐海岸鉄道において、点検のための一時運行見合せがあったものの、県管理の公共土木施設につきましては、幸い道路の被災や土砂災害など、大きな被害はございませんでした。

それでは、続きまして、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に県土整備委員会説明資料及び、同じく説明資料（その2）の2冊の資料がございますが、平成27年度当初予算を県土整備委員会説明資料にて、平成26年度2月補正予算を同説明資料（その2）においてそれぞれ整理しておりますので、順次、御説明させていただきます。

まず、県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、平成27年度一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債でございます。また、その他の議案等といたしまして、条例案、受益市町村負担金、変更請負契約、権利の放棄、県道の認定及び専決処分についてでございます。

最初に、1ページを御覧ください。

このページから6ページにかけては、平成27年度県土整備部主要施策の概要を記載しております。

県土整備部におきましては、「国土強靱化」の先鞭となる「強くてしなやかな県土づくり」を実現し、県勢発展の礎となる「社会インフラ整備」を着実に推進するため、まち、ひと、しごとの視点から「個性あふれる地方創生」の取組も加え、「安全・安心対策」、「経済・雇用対策」、「宝の島・とくしまの実現」を3本の柱として、以下の主要施策を

展開することといたしております。

まず、第 1 「安全・安心」対策の推進でございます。

「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、災害に強いまちづくりを目指し、ハード・ソフト両面から県土強靱化を強力に推進することとしており、（ 1 ）「命の道」の整備や橋梁耐震化などの防災・減災対策、（ 2 ）河川・海岸・港湾の地震・津波対策などを、引き続き重点的に進めてまいります。

2 ページをお開きください。

2 の浸水被害や土砂災害を未然に防ぐ災害予防の強化として、昨年 8 月豪雨災害により、甚大な浸水被害が発生した那賀川の対策を加速するなど、浸水被害の軽減を図る河川改修事業等を実施するとともに、土砂災害から尊い命を守るため、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定に向けた基礎調査を加速してまいります。

また、今後、老朽化が急速に進む、道路などの社会資本については、日常点検や適切な維持補修を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の長寿命化対策を行うことで、県民の安全・安心を確保してまいります。

3 ページを御覧ください。

4 の（ 2 ）に記載しております、孤立化対策となる生命線道路の整備として、災害時に交通やライフラインの途絶が発生しないよう、危険箇所の落石対策や雪による倒木対策等を進めてまいります。

次に、第 2 「経済・雇用」対策の推進でございます。

昨年 4 月の消費税増税以降、県内の景気回復が遅れていること等を踏まえ、「切れ目のない対策」を迅速かつ的確に講じるなど、地域経済や県民生活を支える「経済・雇用」対策を積極的に推進してまいります。

まず、「陸・海・空」の連携による「利用促進キャンペーン事業」を展開し、高速道路やフェリー等の更なる利用促進を図り、本県への観光誘客につなげてまいります。

また、2 産業・経済のグローバル化への対応として、徳島小松島港における外国クルーズ客船の寄港促進や、徳島阿波おどり空港における国内定期路線の充実・強化等、港湾や空港の更なる利用促進に努めてまいります。

4 ページをお開きください。

3 地域資源の活用による地域の活性化として、（ 3 ）に記載しております「道の駅」の整備・充実を図るとともに、地域の個性や魅力を生かしたイベント等を実施するなど、「道の駅」を拠点とした地方創生の取組を進めてまいります。

また、4 地域雇用や地域防災力を支える建設産業への支援として、県内企業への優先発注の推進、ダンピング対策や総合評価落札方式の推進など、引き続き入札・契約制度の見直しを行ってまいりますとともに、広く県民に建設産業の魅力を発信し、建設産業の担い手の確保・育成を図ってまいります。

5 ページを御覧ください。

最後に、第 3 「宝の島・とくしま」の実現でございます。

来年度は、「陸・海・空」すべての交通体系が飛躍的な進化を遂げた、今年度の「エポック・メイクの年」の成果を土台に、本県の「次なる飛躍」を図るため、「一歩先の未

来」を見据えて「先手を打っていく」取組を着実に進めていくこととしております。

まず、1 「陸・海・空」交通体系の更なる進化として、四国横断自動車道や地域高規格道路等の整備を促進するとともに、観光振興に資するアクセス整備を実施するなど、広域交通ネットワークの整備を推進してまいります。

また、徳島小松島港沖洲（外）地区における、複合一貫輸送ターミナルの供用を図るなど、港湾整備を推進するとともに、安定した航空機や旅客の受入態勢の確保を図るため、徳島阿波おどり空港の機能強化に向けた取組を進めてまいります。

6 ページをお開きください。

2 の国土軸のリダンダンシーの確立に向けた取組として、四国新幹線の導入促進に向けた取組を推進するとともに、次のDMV導入による阿佐東線の活性化や、公共交通機関の利用促進に努めてまいります。

また、「あわ産LED道路照明灯」の導入を加速し、土木施設の省エネルギー化を推進するとともに、第25回全国「みどりの愛護」のつどいを契機とした、官民協働による緑化運動や、障がい者、高齢者を問わず、すべての人が安全・快適に暮らせるユニバーサルなまちづくりを推進してまいります。

続きまして、7 ページを御覧ください。

平成27年度一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

平成27年度当初予算につきましては、骨格予算であることから、人件費などの義務的経費や継続的に要する経費について所要額を計上しており、年度当初の事業執行に支障を来さないことを基本に、現下の経済情勢にも配慮しつつ、編成したところでございます。

特に、公共事業につきましては、県土強靱化や土木施設の老朽化対策を推進するため、骨格予算でありながら、総額で前年度比5割以上の規模を確保するとともに、特に、きめ細かな実施が可能であり、地域への経済波及効果も高い、県単公共事業費と県単維持補修費につきましては、前年度比100%を計上するなど、積極的な計上に努めたところであります。

表の下から3段目計の欄を、横に御覧ください。

左から2列目の、平成27年度当初予算額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で、336億4,235万3,000円を計上しております。前年度との比較では、その三つ右隣の比較欄に記載しておりますように、県土整備部合計では対前年度比63.5%となっております。

次に、8 ページをお開きください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計など、四つの特別会計の合計で、最下段の左から二つ目、の平成27年度当初予算額欄に記載のとおり、64億2,927万6,000円を計上しております。

続いて、9 ページを御覧ください。

このページから35ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

まず、県土整備政策課でございますが、県土整備部職員の人件費など、次の10ページに記載のとおり、県土整備政策課合計で、53億1,396万円を計上しております。

11ページを御覧ください。建設管理課でございます。

摘要欄の上段、電子入札システムの運営等に要する経費など、建設管理課合計で、1億2,486万2,000円を計上しております。

12ページをお開きください。12ページ及び13ページは、用地対策課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、摘要欄の下段、用地交渉等に要する経費など、用地対策課合計で5,455万7,000円を計上しております。

また、13ページの公用地公共用地取得事業特別会計では、公用公共用事業用地の先行取得に要する経費など、合計で9億7,601万6,000円を計上しております。

14ページをお開きください。都市計画課でございます。

摘要欄の上段、都市計画法による、安全で安心なまちづくりを推進するため、新規事業「徳島創生都市計画区域マスタープラン策定事業」や、大規模地震等で被災する可能性のある大規模盛土造成地の調査に要する経費など、次の15ページに記載のとおり、都市計画課合計で16億3,966万円を計上しております。

16ページをお開きください。16ページ及び17ページは、住宅課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、摘要欄に記載の木造住宅及び民間建築物の耐震化支援制度として、新規事業「住まい・建物地震対策総合支援事業」など、住宅課合計で、11億8,034万円を計上しております。

また、17ページの県営住宅敷金等管理特別会計では、8,605万2,000円を計上しております。

18ページをお開きください。営繕課でございます。

受託営繕工事の設計・監理に要する経費など、営繕課合計で295万1,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。河川振興課でございます。

河川管理施設の維持管理や計画的な河川改修等を実施するとともに、特に、次の20ページに記載しております、昨年の8月豪雨で甚大な浸水被害が発生した那賀町和食地区、土佐地区におきまして、「床上浸水対策特別緊急事業」を実施するなど、河川振興課合計で、25億4,678万4,000円を計上しております。

次の21ページから23ページにかけては、砂防防災課でございます。

摘要欄に記載の、通常砂防事業費や地すべり対策事業費等のほか、次の22ページの最下段に記載の、総合流域防災事業費において土砂災害危険箇所の基礎調査を実施するなど、次の23ページに記載のとおり、砂防防災課合計で79億3,676万4,000円を計上しております。

24ページをお開きください。24ページ及び25ページは、水・環境課の一般会計・特別会計でございます。

まず一般会計でございますが、浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進に要する経費など、水・環境課合計で5億6,336万円を計上しております。

また、25ページの流域下水道事業特別会計では、旧吉野川流域下水道の維持管理に要する経費など、合計で8億6,860万1,000円を計上しております。

26ページをお開きください。道路政策課でございます。

摘要欄の中ほど、道路整備利用促進基金を活用して、この春、本四高速と直結する徳島自動車道の、更なる利用促進を図る新規事業「走って得する！徳島自動車道利用トクトク事業」など、次の27ページに記載のとおり、道路政策課合計で11億6,952万円を計上しております。

28ページをお開きください。道路整備課でございます。

道路施設の維持修繕、新設改良などの道路整備に要する経費や、次の29ページに記載の橋りょうの老朽化対策に要する経費など、道路整備課合計で98億6,359万4,000円を計上しております。

30ページをお開きください。高規格道路課でございます。

高速道路建設に係る用地事務に要する経費など、高規格道路課合計で1億4,377万6,000円を計上しております。

次の31ページから33ページにかけては、運輸政策課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、クルーズ客船の受入態勢の整備を行う新規事業「クルーズ客船寄港促進事業」や、港湾海岸施設の維持補修に要する経費など、次の32ページに記載のとおり、運輸政策課合計で28億6,731万2,000円を計上しております。

また、33ページの港湾等整備事業特別会計では、摘要欄の中ほどに記載しております、マリンピア沖洲第2期事業における土地造成に要する経費など、合計で44億9,860万7,000円を計上しております。

34ページをお開きください。交通戦略課でございます。

フェリーや高速道路の利用促進を図る、新規事業の「海の遍路道」利用促進キャンペーン事業や、四国新幹線の実現に向け機運醸成等を図る新規事業の“次世代への架け橋”四国新幹線導入促進事業、さらには、空港と高速道路の直結効果を活かし、利用客や利用地域の拡大を図る新規事業の「つながるとくしまの空と道」利用促進事業など、次の35ページに記載のとおり、交通戦略課合計で2億3,491万3,000円を計上しております。

次に、37ページをお開きください。継続費の状況でございます。一般会計の既決分でございます。

出合大橋上部工架設事業につきましては、既に御承認を頂き、事業を実施しているものでございまして、年割額、支出状況等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

38ページをお開きください。債務負担行為でございます。

用地対策課の、徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証ほか16件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載しました額の債務負担行為を設定するものでございます。

39ページを御覧ください。地方債でございます。

アの流域下水道事業特別会計では1億4,800万円を、イの港湾等整備事業特別会計では13億9,300万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることとしております。起債の方法、利率等は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、40ページをお開きください。このページからは、その他の議案等でございます。

まず、条例案でございますが、今回は5件の条例改正を提出させていただいております。

アの徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（案）につきましては、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築確認の申請に対する審査に係る手数料について、所要の整備を行うもの等でございます。

次の41ページのイの徳島県都市公園条例の一部を改正する条例（案）につきましては、徳島県蔵本公園の駐車場を有料化すること及び徳島県鳴門総合運動公園において带状映像装置を供用することに伴い、使用料の額を定めるものでございます。

次の、ウの徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、風致地区内における建築等の規制に係る権限の一部が、市町村に移譲されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

42ページをお開きください。

エの建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、木造の建築物で中学校等の用途に供するものに係る基準を、幼保連携型認定こども園に適用するもの等でございます。

次の、オの徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（案）につきましては、橘港の小勝緑地にソフトボール場を新設することに伴い、使用料の額を定めるものでございます。

43ページを御覧ください。受益市町村負担金でございます。

事業を実施する市町村ごとに、事業内容、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を記載しております。

いずれも、先の9月定例会で御承認を頂いた負担金の追加分でございます。砂防防災課が所管いたします県単独砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業でございます。これらの受益市町村負担金につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で事業を実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

44ページをお開きください。変更請負契約でございます。

アの徳島県県営住宅集約化PFI事業につきましては、賃金水準等の変動に伴い、表に記載のとおり、契約金額の変更をお願いするものでございます。

45ページを御覧ください。権利の放棄についてでございます。

県営住宅の家賃に係る債権のうち、いずれも退去後5年以上が経過し、名義人及び連帯保証人とも既に死亡、若しくは行方不明で回収不能となっているものにつきまして、権利の放棄をお願いするものでございます。放棄する債権は4件、総額で84万2,400円となっております。

県営住宅の滞納家賃につきましては、住宅課職員による夜間督促や、この後に御説明いたします訴えの提起など、債権回収の努力を行っているところでございまして、今後も、さらなる取組に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

46ページをお開きください。県道の認定についてでございます。

徳島市津田地区において、地域活性化ICを設置するため、国に連結許可を申請する必要があるため、このため、一般県道徳島小松島線と地域活性化ICの間を新規に路線認定するものでございます。

次の47ページから49ページまでは、専決処分の報告についてでございます。

まず、47ページから48ページにかけましては、訴えの提起に係る専決処分の報告について記載しております。

県営住宅の家屋等の明け渡し及び家賃、損害金等の支払い請求に係る訴えの提起に関するもので、計5件の専決処分を行ったものでございます。

49ページを御覧ください。道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。

美馬市地内の国道492号などで発生しました道路事故9件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

続きまして、県土整備委員会説明資料（その2）について、御説明させていただきます。

平成26年度2月補正予算につきましては、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に呼応し、切れ目なく経済・雇用対策を展開するとともに、昨年の豪雨災害や豪雪災害を踏まえた、各種対策を迅速に実施するための所要の経費を計上したところでございまして、今回、先議をお願いするものであります。

1 ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目の計の欄を、横に御覧ください。左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で39億7,600万2,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが、606億6,641万6,000円となっております。

なお、財源内訳につきましては、右の括弧欄に記載のとおりでございまして、今回の補正につきましては、豪雨災害や豪雪災害を踏まえた対策に係る経費の財源として、命を守るための大規模災害対策基金を初めて活用したところでございます。

2 ページをお開きください。

特別会計でございまして、今回、特別会計の補正はございません。

続く3ページから9ページは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、3ページを御覧ください。都市計画課でございます。

公園整備事業費として、鳴門総合運動公園陸上競技場の防災拠点機能強化として、メーンスタンド屋根の改築に要する経費、2億1,000万円の増額をお願いしております。

4 ページをお開きください。河川振興課でございます。

河川海岸維持修繕費として、雪による倒木対策を実施するとともに、国直轄事業負担金をはじめ、豪雨災害等に備えて実施する河川改修事業等に要する経費として、次の5ページに記載のとおり、17億3,136万6,000円の増額をお願いしております。

6 ページをお開きください。砂防防災課でございます。

国直轄事業負担金及び国直轄災害復旧事業負担金のほか、2月補正におきましても、土砂災害危険箇所の基礎調査を加速するための所要の経費として、7億9,469万6,000円の増額をお願いしております。

7 ページを御覧ください。道路政策課では、国直轄事業負担金におきまして4,500万3,000円の増額をお願いしております。

8ページをお開きください。道路整備課でございます。

道路維持修繕費として、雪による倒木対策を実施するとともに、緊急地方道路整備事業費として、8億3,954万円の増額をお願いしております。

9ページを御覧ください。運輸政策課でございます。

国直轄事業負担金のほか、港湾海岸保全施設整備事業費として3億5,539万7,000円の増額をお願いしております。

10ページをお開き下さい。10ページから14ページは、今回の補正予算に伴う各課別の繰越明許費を記載してございます。

14ページを御覧下さい。最下段の合計欄、左から4列目の翌年度繰越予定額ですが、今回の補正予算のうち、国直轄事業負担金と国直轄災害復旧事業負担金を除く、国庫補助事業等の事業費21億6,444万円の繰越しをお願いするものでございます。

今後とも、事業の早期発注を図り、切れ目なく公共事業を実施できるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、提出を予定いたしております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、6点、御報告させていただきます。

第1点目は、高速道路等の開通についてでございます。お手元の資料(その1)を御覧ください。

まず、徳島自動車道についてでございます。

西日本高速道路株式会社が整備を進めております鳴門JCT-徳島間及び松茂スマートICにつきましては、来る3月14日に開通する運びとなりました。

当区間の開通によりまして、徳島自動車道が高松自動車道や神戸淡路鳴門自動車道とつながり、高速道路の利便性が向上するとともに、平時における救急・救命や災害時の緊急輸送道路のみならず、陸の防潮堤や津波避難場所として、様々な効果を発揮するものと考えております。

次に、一般国道192号徳島南環状道路についてでございます。

国土交通省が整備を進めております、一般国道192号徳島南環状道路のうち、徳島市八万町橋北、宮倉徳島線から上八万町下中筋、上八万ICまでの2.2キロメートルにつきまして、来る2月28日に開通する運びとなりました。

これにより、国道55号から国道438号間がつながり、周辺地域の渋滞緩和や文化の森総合公園へのアクセス向上など、地域の活性化に大きく寄与するものと期待しております。

さらに、徳島東環状線についてでございます。

末広-住吉工区1.8キロメートルにつきましては、平成24年4月の阿波しらさぎ大橋の供用後整備を進めてまいりました、元町沖洲線の安宅交差点に接続する下りランプを含む南行き950メートルが、このたび完成の運びとなり、来る3月20日に開通式を開催いたします。

今回の供用によりまして、阿波しらさぎ大橋の南側において、城東と安宅の二つの下りランプが確保でき、交通の分散による渋滞緩和はもとより、通勤や通学などの日常生活の利便性や安全性、またマリンピア沖洲といった物流拠点へのアクセスの向上など、地域の活性化につながるものと考えております。

今後とも、国や西日本高速道路株式会社と連携を図りながら、県内の道路ネットワーク整備に全力で取り組んでまいります。

第2点目は、徳島自動車道開通記念イベントについてでございます。

配付資料はございませんが、徳島自動車道鳴門JCT-徳島間と松茂スマートICの開通を記念し、多くの方々にこの開通を実感していただくため、昨年創設いたしました「阿波の道“夢”基金」を活用いたしまして、徳島の食・文化をPRする記念イベントを3月15日に東みよし町の吉野川ハイウェイオアシス、3月21日に美馬市の道の駅藍ランドうだつ、3月29日に徳島市の新町川ボードウォークにおいて、3週続けて徳島マルシェを核として実施し、徳島の魅力を広く情報発信するとともに、徳島自動車道の全線開通や、近くなった徳島阿波おどり空港のPRを併せて実施する予定としております。

また、開通のイベントといたしまして、東四国横断自動車道建設促進期成同盟会において、西日本高速道路株式会社の協力のもと、3月1日に松茂PAを出発地とするハイウェイウォーキングの実施が予定されております。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、観光振興や地域経済の活性化が図られますよう積極的に高速道路の利用促進策を展開してまいります。

第3点目は、倒木対策の対応状況についてでございます。お手元の資料（その2）を御覧ください。

昨年12月上旬の記録的な大雪による被害を踏まえ、県下全域で緊急輸送道路や生命線道路などの重点路線において、事前の倒木対策に取り組むこととしております。

このため、緊急対策として道路管理者や林業関係者、ライフライン関係者などで構成する協議会を圏域ごとに設置し、関係者が合同で点検を行っており、倒木の危険度が高い樹木については、今回お願いする補正予算を活用し、所有者の同意を得た上で、早期に除去することとしております。

今後の恒久的な対策としては、毎年、定期的に関係者で合同点検を行い、倒木の恐れのある樹木について冬期までに除去するなど、農林水産部とも連携し、継続的な倒木対策に努めてまいりたいと考えております。

また、河川につきましても、洪水時に流水を阻害する恐れのある倒木について、撤去を行うこととしております。

第4点目は、西部健康防災公園の基本構想（案）についてでございます。お手元の資料（その3）を御覧ください。

基本構想の検討につきましては、昨年8月、学識経験者や地元市町、防災関係機関などからなる、西部健康防災公園基本構想検討会を設置し検討を進め、去る1月13日の検討会において、基本構想（案）が取りまとめられたところであります。

その概要につきましては、1点目、公園の区域といたしまして、県営の美馬野外交流の郷や地元美馬市及び三好市の公園、さらに、国土交通省が計画しております河川防災ステーションを含む約50ヘクタールの区域において、一体的な整備を進めてまいります。

2点目の基本理念につきましては、「健康」と「防災」の両面から利用できる「リバーシブルな公園」として、平常時には健康づくりの拠点や「にぎわい創出の場」になるとともに、西部圏域の災害時には、広域応援部隊の「活動拠点」、また南海トラフ巨大地震時

には、甚大な津波被害が想定される沿岸部への「後方支援拠点」の役割を担ってまいりたいと考えております。

3点目の整備方針につきましては、平常時と災害時の両面からの利用を想定し、園路及び案内板、河川敷の電源設備、高瀬谷川の連絡道、防災拠点施設の整備を計画しております。具体的な整備イメージにつきましては、資料2ページのとおりでございます。また、資料3ページには、災害時において広域応援部隊が迅速かつ効果的に活動できるよう、部隊の展開(案)についても検討いたしております。

今後、県議会での御論議を踏まえ、年度内に基本構想として取りまとめてまいりたいと考えております。

第5点目は、徳島阿波おどり空港臨空用地への企業の進出についてでございます。お手元の資料(その4)を御覧ください。流通施設用地につきましては「申込み順による分譲・貸付け」により、申込みを受け付けしておりましたところ、株式会社デンタスより借受希望の申込みがあり、約9,900平方メートルの貸付けについて、去る1月23日に契約を締結いたしました。工事の着手につきましては、5月下旬を予定しており、本年内に業務開始予定と聞いております。

本貸付けをもちまして、臨空用地全体と致しましては11.8ヘクタールの内、約9割の用地について売却又は貸付けを終えたところであります。

残る用地につきましては、今後とも、本県経済の活性化と雇用の拡大に繋がりますよう、引き続き企業誘致に努めてまいります。

第6点目は、「第3回平成26年台風11号を踏まえた今後の出水対応を検討する会」の開催結果についてでございます。お手元の資料(その5)を御覧ください。

昨年12月24日に第3回目となる会議を開催し、まずはじめに、国及び県において無堤地区の河川整備の状況を説明するとともに、長安ロダム改造事業の概要及び長安ロダム改造事業と、河川整備の進捗に応じた今後の出水対応等について説明が行われ、その後、委員による意見交換が行われました。

これら、委員の意見を踏まえて、会議の最後には武藤座長から、これまでの3回にわたる検討会の総括として、那賀川で過去最大流量を記録した要因は、事前の台風12号の影響があったことや、那賀川上下流域で、河川への流出がより多くなるような特徴的な雨の降り方であったこと、また、本川と支川の流出量のピークが一致したことによるものであった。台風11号における長安ロダムの操作については、限られた治水能力の中で最善の対応であったと認める。なお、引き続きダム操作について、県民への分かりやすい説明を求める。ハード整備が完了するまでの間において、被害を最小限にとどめるため、国、県及び地元市、町などの関係機関が連携・協力し、次の出水期までにタイムラインを作成する必要があるとの当検討会としての最終とりまとめがなされました。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

ただいま予算、議案、またその他報告をしていただきまして、私はまず、高速道路等の開通についてということで、徳島自動車道鳴門 J C T と徳島 I C 間の開通は県民、県議会にとって、本当に待ち望んだ状況でございます。

それで、このことで少しお尋ねをしたいと思うのですが、先日、高松空港とか岡山空港を見に行きまして、特に高速道路と空港との関係を見てまいりましたが、高松空港も高速道路でわかりやすいように、ここから下りてくださいという標示がありました。

それから、岡山空港では中国自動車道、山陽自動車道といった様々な高速道路が走っておりますので、どのようにして行くと岡山空港に一番近く下りられるかといったことがなかなかわかりにくいということで、岡山空港については、その分岐のところのすべてに、岡山空港はこちらという高速道路内の道路標示がされております。

私は、この高速がつながったことによって、徳島自動車道の自動車の通行量が飛躍的に上がると信じたいですけれども、その次に重要なことについては、先ほど御報告もありましたように、徳島阿波おどり空港の活性化、利用者増進が、つながったことによってもたらされるきっかけになると思いますが、やはり、徳島阿波おどり空港に高速道路を使って、たくさんの人に来ていただけるような体制にしなければいけない。

いろいろ、イベントとかチラシなどの P R、非常に御努力いただいて、たくさんされるようでございますけれども、やはり、日常的に行きやすい空港にするための高速道路の活用しなければいけないと思うのですが、この鳴門 J C T に、淡路島の方向から来た車、高松市の方から来た車、それから県西部から来た車、こういったものが迷わないように、ナビがなくても来られるような、丁寧な道路標示をすべきだと思います。

これは県の道路ではないので、私の経験からすると、はっきりした答弁をしないかもしれませんが、これは絶対必要なので、県は強力に申し入れてやるべきだと思いますので、この体制はいかがなっていますでしょうか。

神野高規格道路課長

鳴門 J C T に、阿波おどり空港への案内標識とございますか…。

大西委員

鳴門 J C T だけじゃないですよ。

神野高規格道路課長

周辺ですね。空港までのアクセスということで、高速道路上に、迷わないような十分な標識をつけたらどうかという申し入れだと思います。

委員おっしゃいましたように、この区間につきましては、西日本高速道路株式会社のほうで管理されておりまして、適切に標識を作っていたいただいているものと考えておりますけれども、今、委員のほうからそういうお話を頂きましたので、しっかりと申入れをさせていただきますと思います。

大西委員

余り期待はしていなかったけれども、やっぱり御答弁は気の抜けるようなものでした。そういうものを前もって何か所か付けているとか、県としてはこういうところには絶対必要だとか、今、要望していますという御答弁があったら良かったと思いますが、最初にも申し上げましたように、県の道路ではないので要望しますとおっしゃいましたので、それは3月14日までに、できるものならばしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、徳島県庁方面から行きますと、徳島ICが先にきて、その後に松茂スマートICになります。そういたしますと、徳島市方面、県庁で結構ですけれども、県庁から徳島阿波おどり空港へ行くときに、このつながった高速を利用すると、今までのように一般道を走るよりも何分間か短縮されるのでしょうか。それは当然、高松市、淡路島、県西部のほうから来る方々には、少なくとも10分ぐらい短縮されると思うのですが、県庁から行かれる方、この方々は時間短縮になるのだろうかということをお聞きしたので、わかればお聞かせいただきたいと思ひます。

岡田委員長

小休します。(11時27分)

岡田委員長

再開します。(11時27分)

久住道路局長

県庁から北に向きまして徳島ICに乗って、松茂スマートICを下りて、徳島阿波おどり空港へ行く時間短縮やいかにという点でよろしいでしょうか。

大西委員

はい。

久住道路局長

その点につきましては、今、申し訳ございませんが、何分短縮とまでのデータは今のところ持ち合わせてはおりませんが、交通状況をかながみますと、徳島から北向きにつきましては、特に朝夕の時間帯には非常に混雑も多く、大きな企業さんも工業団地もございまして、徳島市内に入りましてから渋滞が続く時間帯もございまして、また、逆にそうでない時間帯につきましては、区間につきましては制限速度も60キロということもあり

まして、比較的スムーズに流れる場合、これは信号待ちの時間の分が負担になる程度とは思っております。ただ、全体を見まして、高速道路の利用価値を考えましたときに、利用される方、いち早く空港に着きたいという方にとりましては、非常に利便性が上がる道路にはなると考えております。

ただ、料金の問題が若干ございますけれども、トータル的には、徳島阿波おどり空港の利用につきましての利便性の効果、これは上がると考えているところでございます。

大西委員

短い区間ですので、なかなか効果ははっきりとわかるかどうかは不明ではあるということですが、なぜこういう質問をしたかと言うと、阿波しらさぎ大橋が、いよいよ3月20日に徳島市の安宅の交差点まで延長し、それが供用開始になるということで、地元としては交通量が増えても困りますけれども、やはり、空港に行くということで考えますと、安宅の交差点というのはかなり広くていいです。

今のところ、まだ安宅の交差点から乗るということではできませんけれども、城東町交差点から乗っていくということで、これを利用すると比較的早くなるわけで、わかりやすい新しい道路がたくさんできますので、県民の皆様方の利便性が良いように、やはり新しい道路ができたということを図を作って、チラシで皆さんにお配りするようなことで、このように行けば便利ですよということを、皆さんに訴えてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この高速道路の建設によりまして、何度も申し上げるように、徳島阿波おどり空港の利用増進、活性化というのが図られるというか、図られなければいけないということで、これについては、半年間利用していただいた方に、商品券2,000円分を差し上げると、こういうことでされておられるようでございますが、空港に来られる方というのは駐車料金というのが必ずかかるので、商品券を差し上げて空港内で使っていただいて、知事が言うように、一石二鳥ということなのかもしれませんが、駐車場というのが意外と負担感がありまして、その駐車場の利用料金は多分、空港で割り引いたり、あるいは無料にしたりということで努力しているところがあります。この商品券2,000円というのは、それで良いとは思いますが、2,000円の商品券を駐車場で使えたら、非常に利用者が喜ぶのではないかという気がするので、使えるようにしていただきたいと思うのですが、現状をお答えいただきたいと思ひます。

岡本交通戦略課長

大西委員のほうから、2,000円の商品券について、空港周辺の駐車場についても使えるようにしてはどうかという御提案を頂いたところでございます。

新年度の予算といたしまして、「つながるとくしまの空と道」利用促進事業ということで、県西部、香川県東部、淡路島南部からの高速道路を利用していただいた航空利用客については、2,000円の商品券をお配りして、空港の中でいろいろなお土産屋さんでありますとか、使っていただくということを考えておりますけれども、駐車場につきましては、空港周辺の事業者といたしまして、空港環境整備協会、また少し離れたところにはなりま

すけれども、それとは別の民間の駐車場事業者の方等いらっしゃるというところもございますので、その辺の調整といったところも必要になると思いますので、現時点においては、商品券については空港ターミナルの中の飲食店でありますとか、物販店での利用ということと考えているところでございます。

大西委員

現状はわかりました。私が一緒に申し上げましたけれども、要望としては、やはり空港を利用する方というのは、基本的に駐車場を利用する方が多い。バスで来られる方もいらっしゃるかもしれませんが、できたらこれは駐車場、少なくとも、空港敷地内の空港整備の協会、国の外郭団体がしている駐車場、正面の敷地内の駐車場だけでも使えたら、ここがたしか 1 日 600 円で高いんです。周辺は 1 日 100 円、200 円とか 300 円という駐車場があるわけですが、空港駐車場は便利なんですが高い。だから、この駐車場にその商品券が使えるようにしていただくことが、非常に利便性向上になる。半年でも結構です。規定では県西部の方、淡路島の方、香川東部の方を対象に、ETC 利用者に限ってということですけども、それで結構ですから、この駐車場にも利用できるように、是非とも、私は国と交渉していただきたいと思います。部長が国から来ていただいても、それは多分、答弁も難しいかもしませんので、一応提案させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、やはり今申し上げたように、淡路島のほうから来ていただける、香川県東部のほうから来ていただける、徳島県西部から来ていただける、これが徳島阿波おどり空港を利用していただける可能性が大きく広がるわけです。ここで、やはり便利だ、使い勝手が良いという思いになっていただかないと、なかなかピーターで徳島阿波おどり空港を使っただけでないということになると思います。

先日、2月6日に徳島新聞に広告が載りまして、私はすごいなと思いました。様々書いてありましたが、「ますます充実、高松空港の航空ネットワーク」という中で、最後のほうに、「高松空港は路線が充実しているだけではなく、徳島県の方にも使いやすい空港です。例えば徳島市内や県西部から車で1時間少し、徳島市内からバスなら乗り継ぎ割引切符の御利用により1,850円でアクセス可能です」と、こう宣伝されているわけです。

これは、徳島阿波おどり空港に一番高速道路が近くなるということを前提に、高松空港に行かれている人を、徳島空港に取られないようにという意味なのかなと私は思いましたが、そこまで考えることはないかもしません。けれども、高松空港はどこまで行きますということを書いてあるのが、「東京(成田)、毎日3往復、東京(羽田)、毎日13往復、ソウル、上海、台北、沖縄は毎日1日1往復」、こういうふうに地図で書いてあります。これを見ると、高松空港のほうがいいなと、負けてしまいそうな感じになります。

それで、私は是非とも、徳島阿波おどり空港に来やすい環境、何回も申し上げるようですけども、それが今回必要になると思います。高松空港と勝負するためには、絶対的にこれが必要であると思います。

現在、徳島駅から空港行きバスが出ております。ところが、県西部から空港行きのバスは出ておりません。それ以外、県外からも出ておりません。車で来られる方が大半だろう

と思いますが、やはり空港行きのバスを作るべきであると思います。阿波池田から空港行きのバス、途中で何か所か止まっても良いと思います。あるいは高松からのバス、それから淡路島からのバス、空港が高速道路と直結して早くなって非常に便利であり、そして、その徳島阿波おどり空港の飛行機の便に合わせて空港に着けるようなバスを運行させると、そういったバスを利用して、徳島阿波おどり空港で飛行機に乗ろうという方が増えると思います。そういったことを努力すべきではないかと思いますが、考えられていたら、今こういう状況ですと御報告を頂きたいと思うし、考えられていなかったら要望するしかないのですが、今、これについてのお答えを頂きたいと思います。

岡本交通戦略課長

徳島阿波おどり空港への淡路島なり高松方面、また県西部のほうからのバスの路線を開設できないかという御質問を頂いたところでございます。

現状におきましても、高松方面また淡路島のほうからは、空港直結ということはございませんけれども、高速バスまた路線バスが出ているというところでございまして、今、徳島阿波おどり空港の時刻表におきましても、それぞれのバスの路線について、ダイヤのほうを載せていただいて、接続が見やすいようにさせていただいているところでございます。

また、県西部のほうからのバスということで、御質問も頂いておりますけれども、こちらにつきましては、すみません、手元に資料がございませんので、いつ、何年というところまでは、今、お答えできませんけれども、以前、社会実験ということで、阿波池田のほうからバスということで実験をしたこともございましたけれども、やはり、県西部ですと高松空港のほうが近くなってしまうというところもございまして、利用のほうが伸びなかったというようなところもございます。

まずは、先ほどの「つながるとくしまの空と道」利用促進事業のほうで、徳島と高速道路が直結したというところをPRさせていただいて、マイカー利用者を中心に、利用促進を図っていきたいと思っております。

大西委員

最後に、マイカー利用を中心にとすることは、それは公共のバスは考えていないということの御答弁のような気がするのですが、ちょっとそれでは非常に弱いのではないかと。高松空港が徳島新聞に2色刷りで、非常に目立つように、徳島新聞にわざわざ徳島県民向けのPRの広告を出すと、これは非常に積極的だなと思うし、これは高松空港が勝手にやったというのではなくて、当然、香川県の予算で出していると思います。やはりこれぐらい積極的な支援が欲しいなと私は思います。

今、現時点では、公共の路線バスでそういう各方面からの徳島阿波おどり空港行きバス、リムジンバスというものを考えられていないと、マイカーで来てくださいというような御答弁でございましたので、今現時点では、それ以上のお答えはないのかもしれませんが、私は、是非必要だと思っておりますので、以前の阿波池田からのバスの社会実験と、今の状況と違うのかもしれないし、ではもっと効果的な距離はどれぐらいなのか。例えば吉野川市鴨島ぐらいからだったら来ていただけるのかとか、少なくとも淡路島からは来ていないと思

いますので、淡路島から徳島空港行きのバスを出していただくとか、そういったものをやはりもっと考えるべきではないのかと思います。

これは、今、現時点では一切考えていないということなので、残念ではありますが、要望しておきますので、徳島県発展のため、徳島阿波おどり空港が活性化するため、是非とも検討していただきたいと思います。

もう一つは、鉄道高架の都市計画決定のことについてお聞きしたいと思います。先ほど予算の説明でも、今年度が 3,000 万円か 4,000 万円、そして来年度は 6,000 万円ということで、ほぼ倍増のような予算をつけられております。これは、鉄道高架事業を更に前進させるという予算であると思います。

しかしながら、1月14日の徳島新聞に「鉄道高架都決、年度内は困難、県と市平行線、知事、公約果たせず」という見出しで、ずっと言い続けてきた私としては、ショッキングな見出しでございます。それで、「これらの手続には少なくとも半年はかかると見られるが、現時点では、地元説明会のための素案もまとまっていない」というような文章もございました。こういう記事が出て、これの感想でも結構です。それから、そんなことはありません、今、もうここまで進んでおります、都決は年度内にできますというようなことがもしあるのだったら、この記事に反論していただきたいと思いますが、この記事についてどのように思われているのか、お答えいただきたいと思います。

木具都市計画課長

先日、新聞のほうに、都市計画決定に係る日程に関する記事が掲載されております。

期間について御説明申し上げますと、都市計画決定は都市計画法に定められた行為でありまして、その中で、都市計画の広告、縦覧につきましては、2週間といった期日が示されてございますけれども、その他の手続については、期間のほうは示されてはございません。しかしながら、地元の説明会に始まりまして、公聴会や都市計画審議会等の開催といった手続を考えますと、2月ももう既に3分の1が経過して、この現時点におきまして、年度内に都市計画決定が行えると言える状況にないと考えているところではございます。

一方で、県がお示ししております、新町川以南を先行するいわゆる I 期の施工案の合意を目指しまして、今現在、県、市、JR 四国との間で、昨年10月から三者協議を進めさせていただいているところでありまして、その合意が得られれば、都市計画決定に向けての道筋が見えてくると考えているところでございます。

鉄道高架事業につきましては、できるところから一日も早く着手し、県民、市民の皆様は、目に見える形で事業を進めたいと考えておりますので、現在、継続しております三者協議の合意を目指して、全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

大西委員

もう一回、確認ですけれども、余りはっきり言いたくないのだろうとは思いますが、鉄道高架の都市計画決定は、年度内はもうできないということでおっしゃったのですか。

木具都市計画課長

先ほども申しましたように、都市計画決定には何か月必要だと、はっきり法律で記載された期間というのはございません。ただ、過去の事例等、いろいろなことを考えまして、また先ほども説明したように、いろいろな手続というのは、当然、民主的な手続は必要になってきておりますので、現時点で、年度内に都市計画決定ができるかという御質問につきましては、それは現時点においては、そういう都市計画決定が行えますという状況にないということでございます。

大西委員

微妙な言いまわしですから、ちょっとよくわからないのですけれども、できませんというわけでもないけれども、都市計画決定ができるというような感じではないというようなことでございます。

それで、はっきりそういうふうにおっしゃいましたので、話が早いと思います。私としては、前にも質問させていただいたときに申し上げましたけれども、今の状況で、市のほうが是非こうしてくれと、かたくなになっているということで、それが解決しないと、なかなか前に進まないということを理解はしております。

しかしながら、やはり前々から申し上げているように、私が初当選以来、少し前ぐらいから具体的な議論になったと思いますので、この都市計画決定を目指すというか、鉄道高架を進めることに対して、20年間ずっとそのままの状態、ペーパー、計画、素案、素案もできていないのですけれども、そういったことをずっと求めてやろうとしてきたわけです。それで、この都市計画決定を今年度中にすると決めてやったにもかかわらず、できないということになってきたら、本当に要るのかという話になってきます。

私は、これは土俵際と思います。相撲の土俵際というのは、何が起こるかかわからない、うっちゃりもあるけれども土俵際でありますので、私はもう一踏ん張りしなければいけないのではないかと思います、県の担当者は。

それで、今の御答弁では、はっきりはわかりません。けれども、どれぐらいの期間が要るかわからないので、なかなかできにくいけれども頑張りますというような話だと思いますが、せめて今年度中に、やはり都市計画決定の手続に入る、都市計画決定されなくても、都市計画決定の手続に入る。前にも申し上げましたけれども、そういうようなことだけでもやらないとできない、県民の皆様方に顔を向けられないですよ。やはり、今までずっとやる、やると言って、ここ近年、3.11以来は防災のためにもやらなければいけないと言ってきたわけでしょう。これができないなどということは、やっぱりちょっと考えられない。そういうことから考えると、私は、この平成26年度内に、必ず都市計画決定の手続を開始すると。これはやっぱり決意だけではなくて、その見通しをきちんとおっしゃってほしい。見通しというか、できるということを。できなかったときは、大変だろうと思いますが。

とにかく、都市計画決定の手続に年度内に入れるのかと。これが本当に最後の土俵際で、県はやっぱりやらなければいけないことだと思いますが、いかがでしょうか。今までずっと原副部長が陣頭指揮をとってきたし、やります、やりますではいけないのではないかと思います。何とか、年度内に手続を開始してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

原県土整備部副部長

鉄道高架につきましては、昨年12月に促進協議会におきまして、知事が発言されておりますし、先ほど委員からも言われておりました新聞、1月14日の徳島新聞だと思っておりますが、その中でも知事のコメントで、市民、県民に対して目に見える形で進めることが重要だというようなことを言われております。私どもは、正にその気持ちで、分割案をお示ししたり、また今回、三者協議を設置して臨んでいるところでございます。

その中で、私ども三者で、お互いにこういう課題があるという確認をしました。さらには、共通認識を持ったと。同じ方向で、早期に着手という方向性も一緒だということを確認してございます。

その中で、これまで、駅前のまちづくりでありますとか車両基地の公表など、いろいろ課題がございます。そういうことについて、まちづくりは徳島市だからというようなことではなくて、それについては、県もJR四国も協力していくということで、三者相互の協力のもとで、今後進めていく必要があると思っています。

そういう意味では、これまで県市協調ということで、ずっとお話しさせていただきましたが、県、市、JR四国、三者の協議のもとで、今後もしっかり取り組んでいきたいということでございます。

都決につきましても、時期については今、三者で協議をしております。私どもが先走って発言することもできませんが、着実に一步一步進めるように、今後も協議を進めたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

大西委員

こういう交渉事ですから、なかなか難しい、言えないと最後に言われました。ただ、そういう状況ではないと思います。もう、年度内に都市計画の手続ができなかったら、ずるずると平成27年度やりますみたいな、平成27年度できなかったら平成28年度やりますみたいなことになるのですか。これはいつまで、そういう形で、ずるずると引き延ばしていくのでしょうか。これまで、徳島市とはずっと協議してきたと思います。それが今、平成26年度中の都市計画決定に入れられないということであれば、また別の言い方を私はせざるを得ないなという気がします。もう一回、付託委員会までに、私も今の御答弁では今年度最後の委員会で納得できる気持ちにはなっておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

委員長にも是非、今、ずっと私が説明した状況からしたら、もう少しわかるような答弁をしていただくように、理事者に求めていただきたいと思います。

岡田委員長

午食のため休憩いたします。(11時57分)

岡田委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時05分)

それでは質疑をどうぞ。

古田委員

先ほどの予算の説明の中で、床上浸水対策特別緊急事業費で3億1,500万円が計上されるなど、那賀川の浸水対策についてはいろいろな予算が付いています。

その中で、床上浸水の分は、那賀町の分だけ説明があったと思うのですが、下流の加茂谷地域でもたくさんの床上浸水などがあったわけで、そこは国が管理をしているという部分もあったり、また県管理のところもあったりで、いろいろ予算の主導は違うと思いますが、下流域の分で国が受け持っている部分はどのくらい、どういう対策をするかというのがわかっておれば、教えていただきたいと思います。

綿貫水資源・流域調整室長

特に昨年8月、豪雨を受け、災害を受けました那賀川、国管理区間におけます予算の状況について御説明をさせていただきます。

まず、国の予算につきましては、来年度予算での箇所付けや額等については、まだ公表されておりませんが、唯一、長安ロダムの改造事業におきまして、平成27年度政府予算案では、今年度の103%の41億4,000万円が計上されているところでございます。それは長安ロダムの改造でございまして、御質問にございました河川の区間では、特に持井、深瀬、加茂の3か所で浸水被害が発生しております。

まず、これらの地区につきまして、来年度ではなく今年度、平成26年度の予算のベースで説明をさせていただきますと、まず当初予算としまして、事業費4億2,000万円が配分されて、深瀬の箇所での築堤護岸、また加茂の箇所での用地調査が進められております。

また、今年度分、長安ロダムの改造事業におきましては40億3,100万円が配分されて、現在工事が進められているところでございます。さらに、深瀬の箇所につきましては、再度、災害を防止するという、国の平成26年度災害対策等緊急事業推進費として4億2,000万円が配分され、この予算により深瀬箇所における堤防の締め切り、これが完了する見込みでございます。

さらに、先日、2月3日に成立しました国の補正予算によりまして、深瀬箇所におきまして、緊急防災対策として事業費6,000万円が配分され、これは流下断面確保のための河道の掘削、これを行う予定でございます。

また、台風11号を被害原因とする平成26年度の災害復旧事業としまして、阿南市の中島の地先、あるいは大京原の地先など5か所におきまして、堤防の漏水であるとか、あるいは河床の洗掘などが発生しましたため、事業費4億5,849万5,000円により、護岸工であるとか根固めを実施する予定でございます。

あと、長安ロダムの貯水池におきましても、護岸の崩壊が発生しておりまして、事業費1,387万7,000円により護岸工を実施する予定でございます。

これら、今年度分の事業費を合計いたしますと、那賀川関連では54億337万2,000円となります。

古田委員

たくさん予算を付けていただいて、それぞれ築堤とか壊れた護岸を直すとか、いろいろな対策に取り組んでいただけるということでございますけれども、二度とああした浸水被害が起きない対策を、しっかりと執っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それと、先ほどの今後の出水対応を検討する会の取りまとめということで、3点報告がありました。なぜこういう浸水被害があったかという理由、それから長安口ダムの操作においては最善の対応であったと。それから、それに対してしっかり県民へ説明していくこと。それと、タイムラインを作成するというので、このとりまとめのことだけでは、同じような雨があれば、同じような浸水被害が起こるのではないかと思いますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。この取りまとめで、本当に、二度とああいう浸水被害が起こらないような取りまとめになっているのでしょうか。

綿貫水資源・流域調整室長

検討する会の最終取りまとめの内容と、それに基づいて、次の出水時に同じような出水が起こったら、また被害が来るといってございましてけれども、確かに、現在、まず長安口ダムの改造事業を進めておりますけれども、事業完了の見通しは、平成30年度の予定で進めております。そうなりますと、平成27年度、28年度、29年度ということございましてけれども、ここの部分につきましては、まず長安口ダムの改造事業に合わせてその効果が十分に発揮されるよう、河川整備を進めてまいるとともに、まずは、住民の皆様方の命を守るということで、タイムライン、これの策定に向けて、次の出水期までに精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

古田委員

この次の出水期までに、タイムラインを作成する必要があると。このタイムラインの中身は、どういったものを指しているのでしょうか。

森河川振興課長

今、委員のほうから、那賀川におけますタイムラインについての御質問でございます。

今回、那賀川におきまして策定しようと思っておりますタイムラインにつきましては、長安口ダムの改造事業あるいは河川の整備といった、ハード整備が途上でございます。

そういう段階の対応といたしまして、住民の方々が、迅速かつ的確に避難行動を起こせるということを目的といたしまして、水害が発生する場合の、国、県、また市、町などの対応を定めた、事前防災の行動計画といったものでございます。

現在、これにつきましては、国、県、それと市、町などが連携いたしまして、先ほども水資源・流域調整室長から話がございましたけれども、今年度の出水期までに策定したいと考えております。

古田委員

本当に若い人たちが、こんなに何度も何度も水害が起こるようなところでは住めないと行って地区を離れていく、水害があまり起こっていない地域へ引っ越すというような例が増えています。加茂谷地区の人たちも、本当に10年後、若い人たちがこのまちに住んでくれるだろうかということをお心配しているんです。ですから、やっぱり安心して住める、浸水の起こらない、被害のない、そういうまちづくりができるように、是非、県もしっかりとそのタイムラインを作るなど、頑張っていたいただきたいと思います。

それと、長安口ダムのただし書操作の件でお伺いをしたいのですが、今日頂いた取りまとめの内容では、最善の対応であったと言われていています。

前の委員会で指摘させていただきましたけれども、もう少し、ただし書操作に入っても、もっと貯めることはできなかったのか。あとまだ1メートル以上もあったわけですから、是非ともそここのところは、今後どのようにできるかということをお考えいただきたい。

今現在のただし書操作では、平谷地区、それから奥の木沢地区のあたりとか、たくさん浸水被害はありました。附則で、ただし書操作に入るのが222.7メートルということで、それが使われています。けれども、平谷地区などで浸水が起こっていない、以前のただし書操作の開始水位は、224.5メートルであったわけです。ですから、早くここに戻す必要があると思うのですが、そのためには、附則でこの222.7メートルにするということで書いてあるのは、平成21年11月6日からダム湖周辺地域の浸水対策が完了するまでの間適用するということであるので、このダム湖周辺地域といったら、木沢地区とか平谷地区のことだと思えるのですが、木沢地区のほうは、もう既に、国が引越し対策などをして終わっているわけです。

ですから、平谷地区は県の事業で、今まだ少し残っているようではございますけれども、その対策を大急ぎで行って、この224.5メートルのただし書のところに戻せるように、早急に対策をしていただきたいと思いますけれども、今の県の行っている状況、それについてお伺いをしたいと思います。

森河川振興課長

ただいま委員のから、長安口ダム上流にございます、那賀町の平谷地区の浸水対策の進捗状況ということで御質問を頂いております。

那賀町の平谷地区につきましては、長安口ダムの上流の貯水池の中にあるということで、そこには県管理の宮ヶ谷川という川がございます。平成21年の8月の台風の出水によりまして、平谷地区におきましては床上、床下の甚大な浸水被害があったということを受けまして、県におきましては、次年度、平成22年に地元説明会を開催させていただきました、地元の皆様方に、宅地かさ上げ方式という方式での整備を御説明させていただきました。

そういう説明を、地元の方々に御了解いただいた上、次の年、平成23年度から、移転のための補償交渉を積極的に進めているところでございます。

現在でございますけれども、移転の補償の対象になっておりますのが、全38件ございまして、このうち32件の契約を終えてございます。残りにつきましても、今現在、鋭意移転の補償についての交渉を進めているという段階でございます。

特に、昨年8月の浸水被害を受けまして、この2月議会におきましても、追加の補正と

ということで、宮ヶ谷川の補正予算を提案させていただいておまして、これをお認めいただければ、更に加速できるものではないかと考えております。

古田委員

この平谷の用地補償ということで、1億4,000万円が計上されております。これは公共事業箇所附予定表に書かれていますけれども、その6件の鋭意交渉中というのは、大体どのくらいまでに目途をつけられて交渉されているのか。見通しはどうか。

森河川振興課長

移転補償の目途という御質問でございます。現在、徳島県におきましては、残りの数件につきましても移転補償の交渉を行っているところでございますけれども、目途といたしまして一つ大きく目標を掲げておりますのは、長安ロダムの改造事業、これを今、国のほうで行っていただいております。それに遅れることなく、交渉は完了したいと考えております。

古田委員

それでは、改造事業はいつ完成の予定か。そして、平谷地区の対策も終われば、ただし書操作というのは、操作要領が見直しをされて、224.5メートルのほうへ戻す計画なのですか。

綿貫水資源・流域調整室長

長安ロダムの改造事業は、平成30年度を目途に整備を進めております。そして、委員からお話がありました、長安ロダムのただし書操作の操作要領の附則にも書いてございます、長安ロダム上流の平谷地区の浸水対策の進捗状況に応じ、国のただし書操作の開始水位を、当初の224.5メートルに戻す予定としております。

古田委員

サーチャージ水位が225.0メートル、上限水位が226.0メートルということであれば、この224.5メートルということがもし実施されておれば、那賀町や加茂谷地区での浸水というのは、少しは防げたと思います。ですから、一日も早く上流部分での対策をしていただいて、元に戻せるように頑張っていたいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。その決意のほどはいかがですか。

森河川振興課長

昨年8月の台風11号によります那賀川上流域についての浸水被害というのは、非常に厳しいものがございました。徳島県におきましても、水害対策、浸水対策について、積極的に取り組んでいるところでございますけれども、引き続き、国のほうの事業もございまして、国、県、連携しながら積極的に事業に取り組んでまいりまして、浸水被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

古田委員

本当に、先ほども申し上げましたけれども、若い人たちがもうここに住めないということを書いてしまうような、浸水が何度もあるという状況は、一日も早く解消できるように取り組んでいただきたいと思います。

それと、今回、園瀬川のほうにも築堤工を行うということで、2,000万円の予算がついているのですけれども、この園瀬川の場合は、国からの補助も受けてやっている事業ですが、改修はいつまでの予定か。それと、園瀬川下流、文化の森のあるあたり、川幅を広げて、築堤も南岸と北岸同じような高さにしていくということで、改修をしています。

そのあたりはすごいたくさん土砂が貯まって、木もいっぱい生えて、せっかく河川改修をしても、その下流に貯まっている土砂を取り除かないと、また、浸水が起こるのではないかと住民の方はおっしゃっています。その点についてはいかがでしょうか。

この補正予算、説明資料(その2)のほうでも、災害発生を未然に防止する上で必要となる、河川機能の復旧等に要する経費の補正ということで5,000万円計上されておりますし、それから園瀬川の河川改修には2,100万円とか、豪雨災害対策予算が積まれておりますけれども、そうしたことも含めて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

森河川振興課長

何点か御質問を頂いております。

まず、園瀬川の改修についての御質問でございます。園瀬川につきましては、下流から順次整備をしてございまして、現在、上八万町の川北地区という地区がございます。こちらの地区につきましては、平成26年春に概成してございます。現在は、その更に上流の川西地区というところにつきましては、用地交渉を進めている状況でございます。こちらにつきましても、完成目途という御質問でございましたけれども、河川につきましては非常に長時間掛かるということで、早期の整備に努めてまいりたいということで、御理解願いたいと考えております。

また、下流のほうの、文化の森の前に堆積している土砂あるいは立木の問題でございます。こちらにつきましては、県下ほかの河川でも、いろいろ話題となっているところがございますけれども、徳島県におきましては河川のパトロールを行いまして、危険性が高いところ、緊急性が高いところから順次、樹木の伐採であるとか土砂の撤去、押し土などを行っているところでございます。

御質問がございました文化の森の前につきましても、パトロールをした結果、緊急性があると認められた場合には、そういう対応をしてまいりたいと考えております。

ちなみに、委員のほうから、河川海岸維持修繕費で5,000万円というお話がございました。こちらにつきましては、昨年12月の大雪のときに、倒木が河川内に倒れまして、治水問題になっているというところで、大雪に対する倒木対策費として計上させていただいているものでございます。

古田委員

緊急度の高いところからというお話ですけれども、それぞれ大きい川、小さい川、いろいろなところで堆積していて、水の流れに支障が出ているというところもありますので、是非、対策をしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

次に、先ほどの説明資料の住宅課のところでは、木造住宅の耐震化対策でいろいろ予算が組まれております。木造住宅の耐震化というのは、本当にこの前の県南部の震度 5 強の地震もありましたけれども、まずは命が救えてこそ避難できるということで、木造住宅の耐震化というのは大急ぎでやらなければいけないと思えますけれども、平成 26 年度はどこまで調べられているかわかる範囲で、本格的な住宅改修と耐震リフォームで 1 室でもということと合わせて、それぞれ今、どのくらいの進捗があるのか、そこのところをお伺いしたいと思えます。

松内建築指導室長

木造住宅の耐震の事業につきまして、今年度の累計実績という御質問を頂きました。昨年 4 月から 12 月末までの 9 か月間で実績を集計できております。その中で、耐震診断が累計で 1,345 戸、昨年度比 87% という状況でございます。それと、安全安心なリフォーム支援事業、これが 121 戸で昨年度比 85%、また本格改修につきましては 49 戸で、昨年度比 33% の状況となっております。改修工事の合計は、累計で 170 戸でございます。安全安心、本格を合わせまして昨年度比 58% という状況となっております。

古田委員

新年度予算で、本格改修には 150 戸と、安全安心のリフォームが 300 戸の計画で出されているのですけれども、いつ起こるかかわからない南海トラフ巨大地震ということで、もっとスピードを上げて対策を進めていかなければいけないのではないのでしょうか。

高知県にお聞きをいたしますと、高知県の場合は 110 万円出しています。耐震設計に 20 万円、費用の 3 分の 2、耐震改修は 60 万円に、国が一時、東日本大震災の後でしたか 30 万円上乗せしました。徳島県の場合は、一時だけ 30 万円を上乗せしたのですけれども、国が引いてしまったらそのまま引いてしまって 60 万円です。

高知県の場合は、その 30 万円をずっと上乗せをして、合わせて 110 万円の補助をしているんです。そうしたら、とても伸びたということで、今年度も 700 戸できるということで、現在、平成 25 年度末では 3,008 戸、今年の方も入れたら 3,708 戸ということで、110 万円にしたことによってすごい伸びてきています。20 万円の設計の補助をしたときにも伸びて、また更に 110 万円にして伸びてきているのですけれども、こういった思い切った対策というのが、徳島県の場合は求められているのではないのでしょうか。伸ばすために、もう少し補助をプラスするという対策が必要ではないですか。

松内建築指導室長

ただいま委員のほうから、高知県の例をもとに、もっと思い切った施策を講じてはどうかという御質問を頂きました。本県も、耐震化推進事業を始めまして 10 年、平成 16 年に始

めまして10年が経過したということで、新規事業で要望させていただいております耐震化推進事業の中には、この10年経過を機に使い勝手を大幅に良くしまして、大工、工務店さんのほうから、この制度を利用していただくのにハードルとなっていた手続きに関する負担、それを減らそうという新たなコースを設けております。

それと、また耐震改修以外にも、耐震化率の向上に大きく寄与します、必要な耐震を有しない住宅の除却、こういったものも補助対象にしようということで、メニューに追加しております。高知県のやり方につきましては、高知県のいろいろな事情を基に、設計に対する支援とか上乘せ補助を実施されているものだと考えておりまして、本県は本県で、安全安心なリフォーム支援事業とか除却支援、そういったものを県独自で取り組んでおりますので、そういった地域の実情に合わせた施策展開が必要と考えております。

古田委員

本格的な改修と住まいの安全安心ということで合わせても1,496戸ということで、やっぱり今、本当に求められているのは、スピード感を持って木造住宅の耐震化などを進めてもらうということが大事だと思いますので、独自のことがあるといっても、他の県と比べたらだんだん差が開いているわけで、そこは何かというようなことを考えていただいて、取組を強めていただきたいと思います。そのことを要望して終わります。

藤田豊委員

まず、説明資料（その2）と（その3）、西部健康防災公園と倒木対策で質問させていただきたい。

まず、西部健康防災公園についてですが、いろいろお骨折りをいただいて、ようやくこれで南部、中央そして西部と、運動公園としての徳島県の大きな基盤ができたのかなと、こういう感がしております。関係者の皆さんに御礼を申し上げないといけないし、県西部としても期待をしている一人でございます。是非、すばらしいものをつくっていただきたい。

そういう観点から、基本的な話として、中央の鳴門運動公園は本丸、蔵本公園も非常に歴史のある公園で、南部は今、着々と阿南市を中心に整備が進められている。そういう中で、県西部と中央と南部と、この運動公園の基本的な考え方と、そこにあるポリシーというんですか、その施設をどう県が、特に西の場合はいろいろな施設を併合して造っています。そして、出来上がったものが、トータル的に一つの大きな輪になるのか。例えば、四国三郎の郷とかいろいろなものを複合的に使いますので、そういう意味ではどのような感覚をここへ持ち込むのか。担当部局の心意気をお伺いしたい。

木具都市計画課長

今、委員のほうから、県内にごございます公園の位置づけということで、御質問を頂いたと思います。

今、お話のごございました南部の健康運動公園、それに中央部にごございます鳴門・大塚スポーツパーク、それらにつきましては都市公園という位置づけで、県のほうが管理してい

る状況になってございます。

今回、西部のほうで、今年基本構想を取りまとめてまいりましたこの公園につきましては、今までにない形態をとります。先ほど委員のほうからお話がありましたように、それぞれの市で整備していただいております公園、それに四国三郎の郷、加えて国で整備される予定になっております河川防災ステーション、こういったものを一つの公園という位置づけをして、これは全く初めての試みとなっています。ですから、そのほかの公園と違ひまして、都市計画決定を行った都市公園という位置づけではございませんが、運営面におきましては、できれば一つの公園ということで機能できるように、大きなコンセプトとしましては健康を一つの、もう一つは防災、二つのリバーシブルな公園というように掲げてございますので、できれば、それを一つに統一した考えを持ったような管理の仕方が、また今後検討されるべきでないかと考えているところでございます。

藤田豊委員

今、課長から、おぼろげな話をしていただいたわけですが、初めて取り組む形態の違った運営の仕方ということなのですが、ごもつともで、御提案させていただいたり、今の現下の事情、公園の在り方、運動公園の設置の仕方、そういうものが純粋な形で、基本的な中で模範的なものができれば、それは本当にいいんだろうと。だけど、やはり地域の少子高齢化の状況、経済状況、財政面から考えると、なかなか理想どおりのものはやりづらいだろうと。

そういう中で、前々から防災の保管基地、四国でもちょうど位置的に真ん中に位置しますし、吉野川の河川の中でも、岩津から上流の水防とかを兼ねると一石何鳥かな、効果があるかなと。そういうような形で、防災を兼ねた形でいかがでしょうかと、こういう話もしておったわけなんです。

ただ、ようやくこれが踏み出されるという、一つの大きな曲がり角に来たときの基本的な考え方は、今課長から御説明を頂いたように、ともすれば県が主体、リーダーシップをとってやるのかどうかわかりませんが、事業主体が市町村に移管された場合、考え方とかその進め方とか、あとの維持管理とか、やはりそこが大きなネックで、そういう面に難点というか問題を残すのかなと。だから、やはり取っかかりのときに、そういう話はきちっと基本的な話だけでもお決めいただいておりますと、中途半端なものができる、こういうような気がするんです。

だから、基本理念とか整備方針、それはそれなりにあるのですが、例えば4複合施設の中の、拡張したり整備し直したり、いろいろすることが含まれるのだらうと思います。また、国土交通省との整合性の中にやっていく。そして、またややこしいのですが、へりとかいろいろな物資を貯蔵するとか、防災の機能をやると、どうしても平面的な広い場所が要るだらうと。そうすると、そこにいろいろな起伏ができたり、いろいろなものが入ってくると、難しい整備の仕方ができると。だから、地方の、例えばそれを所管する市の公園だと、そういうことは考えずにばんばんとやれるけれども、一方、そういう裏面の使用、緊急時の使用を考えると、そこで相当の打合わせが要るだらうと。

そういうのは、どういう形でどこがリーダーになって、そして誰を主体制にやろうとし

ているのかをお知らせいただきたい。

木具都市計画課長

今、委員のほうから、防災時の、どういうところで誰が司令塔になるか、どうするかという御質問を頂いたかと思えます。

今現在、国の河川防災ステーションのところに防災拠点施設といたしまして、南部には南部の防災館というのがございまして、それと同等のものをこちらの西部のほうにも建設したいと。加えまして、西部におきましては、沿岸部が津波の被災を受けることが想定されていますので、これを後方支援する機能も持たせていきたいと。このために、この防災館に加えて、集積施設、こういったものを併せて建設をしていきたいと。この建設につきましても、県土整備部、都市計画課のほうで音頭をとって、主管になってやっていきたいと考えておりますが、出来上がった後の管理につきましても、メインは平時に使えるような施設ということで考えておりますけれども、やはり非常時のことを考えますと、今、南部の防災館が危機管理部のほうで所管していただいておりますので、将来的にはそういったところで管理になるのかということで、今、検討させていただいているところでございます。

藤田豊委員

まず、運動公園独特の運動に対する、健康に対する思い、地域の思い、それから課長にもお話ししたことがあると思えますが、施設が広域的に使われて地域が活性化できるような、そこがにぎわいの起点になるような施設。そして、それがにぎわいづくりの拠点となるということは、ある程度の大会ができたり、大きく広域的な集約できたり、そこでイベントが行われる。市町村も、そこを中心に活性化のための計画をしながら、その地域が持つ独特の、健康づくりを中心にした地域づくりの拠点となれる、そういうような、やはりそこに持たせた意義、それから、そこにつぎ込んだ息吹と言いますか、そういう思いがそういう施設を後々まで大事にするのだろうと私は思っています。

阿南市でも、野球場を中心にしたいろいろなものが行われる、サブグラウンドも何かの形でそれは地域の方に。そうすると、県西部もやはり何かそういう核になる、地域の中心になる思いの施設は、まずメインに何を持っていくか。これは、いろいろな県下の情勢の中で、そういう協議会の協会のお話も聞かなければならないだろう。例えば、陸上競技の400メートルトラックを造るにしても、ここに書いているマラソンとかクロスカントリーとかをするにしても、そういうトップアスリート集団、その所属する協会のお話も聞かなければならない。そして、半分地元にお造りいただくんでしょ。あなたたちが全部してくれるのではない、全部して全部移管してくれるのだったら全部やれる。だけど、やはり地元との協力ということになると、その地元との整合性の中で話をすると、どうしてもプロと素人の話の差が出る可能性が十分ある。だから、その辺の調整を十分できるような会を作っていただきたい。

いろいろな要望をしておきたいのですが、まず、基本的な形はそういうものから入っていただいて、例えば国土交通省にお願いする場合でも、それが複合的に使えるように、備

蓄のないときには、そこは半体育館的な、遊びで使えるとか、多分お考えいただいているだろうと思いますけれども、そういうものをしながら、後々の管理もしやすいように。

ちょっと違った形態かも知れませんが、違った形態というのは、言葉は悪いかも知れませんが、逆に言えばお互いが出し合いますから費用も要らないかも知れない。その分、是非充実させていただきたい。投資効果が十分出るような、そういう施設の運営をお願いをしておきたい。初めから注文をあれこれつけるわけではないですが、せっかく、これで西と南と中央に運動公園、これで大体徳島県をブロック分けの網羅ができて、それなりの使命を帯びた施設が県下に出来上がる。だから、そういう意味では、それが遜色のないように、是非、十分な検討を加えたり、いろいろな意見を聞いて、そして出せる資金はできるだけ出して、国土交通省と地元と県と三者で頑張ってもらいたい。お願いをしておきたいと思います。

そういう観点からも、もう一点の資料に倒木対策の話がありました。これも同じことなのですが、12月の大雪と、夏の広島県を中心とした台風11号による被害、こういうものを通じて徳島県の持つアイデア、徳島県がまだできていないもの、そういうものをお互いに反省しながら、インフラの整備、そして集落の保護と言いますか、そういうものをお考えになった倒木対策の一つだろう、そういう話で私は受け止めております。

第1回から、南から西まで、一応いろいろな県域の中で御相談をして、防災対策連絡会議というものをお作りになったのでしょうが、これも一緒に、県だけでできない。県道は県がやりますが、市道の場合は市がやらなければいけない。町村になると町村と連絡をする。だから、これも言葉はきれいですが、非常に複雑な構成になる。これは、申しわけないのですが、総合県民局が中心になってやるのですか。誰が中心になってやるのですか。

折目防災・安全対策担当室長

今回の倒木対策でございますが、西部、東部、南部の圏域ごとに協議会を設置して、今、対応しているところでございます。誰が中心になってという御質問でございましたが、一応県で言うと、県土整備部、農林水産部、あと市町村、ライフライン関係者、それから林業関係者、こういったところが今、合同でいろいろな対策を考えて、その実施を行っているところでございます。特に、どこが中心になってということではございませんが、今、関係者が連携しながら対策を進めているところでございます。

藤田豊委員

どこが中心という聞き方が悪いのでしょうか。さっきの運動公園と一緒になんですね。やらなければいけないことはわかっている、目的もわかっている。地域の願いにも皆さん迅速に対応して、それでそういうものをつなぎ止めなければならぬということで、倒木から、いろいろな集落の状況とか把握をして、それをやっていこうとしている。そして、この前の雪害を二度と繰り返さないように糧にして、もし起こったときには、それに順次対応できるような形で、例えば電線とか水道管とか、いろいろなものの倒木対策であるとか、道路の整備も入ってくる。みんながやるというのはよくわかるのですが、私が聞いているのは、県が中心に座長になってやるのか、これは公的な機関ばかりなのか、どういう人が入るの

かわかりますか。

折目防災・安全対策担当室長

今回の倒木対策に係る協議会につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、県の県土整備部局、農林水産部局、林業関係者、それから森林組合、そういったところが中心となって、今、対応策を進めているところでございます。

久住道路局長

委員の話の一番目的とされるというか、趣旨のところは、県全体でどのような調整をしながら、その考えをもとにした倒木対策をどのようにしていくのかと受け止めさせていただきました。まず、この三圏域に分けましたのは、県全体でいきなり県域を網羅するように点検するわけにはいかず、それぞれ事情が西部、南部、東部で違うということもございまして、三つの圏域に分けたところでございます。どこが中心になるかということですが、発端は、確かに道路の施設管理の問題であったということで、農林水産部の、とりわけ林業部局と連携してどのような対策をとるか、その柱立てをいたしまして、その考えを基に、圏域ごとにインフラの関係者と合わせて点検をするという方針を立てて臨んだところでございます。

つまり、県土整備部並びに農林水産部の考え方の柱立てをいたしまして、各圏域に、それぞれ事情が違うであろうそれぞれの対応を、台風、土砂災害も含めて、今回は雪害が柱だったわけですが、考えをまとめてそれぞれやっていくということでございます。

加えますと、こういったことが、これから人口減少社会に入っていくであろう本県にとりまして、それぞれの地域で、どのようにして皆様方が安心して暮らせるか、そういったことに今後はなろうかと思っておりますので、我々の県土整備部、農林水産部の取組のみならず、基本的なインフラ面の役割の考え方になると思っておりますので、情報共有と言いますか、関係する部局にも、そういった方針あるいは対応状況等をお伝えしながら、県全体としてしっかりと対応できるように考えていきたいと思っております。

藤田豊委員

部局は県土整備部ですから、一定の縦割りのような形の中では、今みたいな答弁かなど。いずれにしても、倒木対策ということになると、普通は、そういう意味から農林水産部関係という気がするのですが、県土整備部でこういうものを発議発案されている。

今の道路局長や担当室長の答弁というのは、誰かがやる、発信をする、協議会を作る、これは作ったのが悪いというのではなしに、私は一歩進んだと、そう思っております。

だけど、現実にこの協議会が、危険度が高い樹木については2月補正で取り組むと、ということなんですね。だから、これは各支部で集まったものを、今、緊急を要するものからとりあえず取り掛かって、インフラをきちっとしようという姿勢だろう。それは高く評価します。早い取組だなと。これは県民の一人としても、いち早く取り組んだその姿勢、本当に迅速、知事と同じぐらい早いかないという気がします。

私が申し上げているのは、例えば後々、これは1回だけで済まない問題、そういう危険

性をはらんだ地域が、徳島県には非常に広域にある。それをどういう取りまとめ方をして、どういう管理体制を作るのか。そうした中で、やはり総合県民局、先ほど道路局長の御答弁のように、総合県民局を中心にして、地域やいろいろな人の声を総合的に判断しながら、その地域の危機管理をどうするか。これは危機管理部かもわからない。だけど、やはり主体的には、県土整備部が大きなウェイトを占めるだろう。ライフラインの確保ということは道路が一番ですから、そういうものを基盤にして、動脈と毛細血管と同じですから、支線についても、やはりその地域に、例えば市町村ごとにでもこういう協議会を作って、その意見を集約して、それを本庁の皆さん方が予算化する。その地域、地域に合ったインフラをする。そういう組織、協議会が出来上がると、私はそう思っているわけなので、その辺の含みというのはどうなのか、お知らせいただきたい。

折目防災・安全対策担当室長

まず東部、西部、南部の三つの圏域ごとに、こういった協議会を設置させていただきました。その後、より詳細な点検に入った段階では、今、県土整備部で庁舎が八つございますので、それぞれの八つの庁舎ごとに分科会的なものを作りまして、より踏み込んだ対応をしていくという状況でございます。

藤田豊委員

これからの話ばかりですので、仮定的な話になるわけですし、私が質問することが非常に的を射ていない、ifの話が非常に多いかもわからない。だけど、やはり行政というのはわからないもので、言葉悪く言えば、行政のひな型を作るだけでは、私はいけないと思う。やはり予算を掛けたからには、それが血となり肉となって、その地域の人に密着した形の政策が行われる。これは小さい話かもわかりませんが、本庁の皆さんにはわかりづらいただろうけれども、地方へ行くと、やっぱりそこには大きな叫びと言いますか、地域の持った、全体的に見ると押しなべて見たら見えない、そういう声なき声がたくさんある。

例えば、この前の雪害もそうですが、やはり私はその核になる、その地域の集落が持つ機能が低下してきているのではないかと思う。インフラをきちっとする形態が、自浄の能力がほとんどなくなっている。

行政だってそうでしょう。皆さん方も、何百人、何千人というリストラをしているんですよ。それで、同じ行政をなさいと言うんです。それには工夫をしないと、私はできないと思う。だから、協議会というのは行政の方が主体ですが、いろいろな連携、保安協会とか建設業協会、それから水道にかかわる業界とか、あらゆる地域インフラを含むものを入れて、そしてその地域の叫びも聞ける協議会。ほとんどが65歳、70歳以上の高齢化した集落が多くなってきた中で、その地域のインフラを支えながら、その地域を守る。それは自助が一番です。その人ができないものを町が補完し、町ができないものを県が補完して国が支援する。私は、そういう意味では、県の役割というのは、昔よりもっと細部になっている。ただ、命令系統をきちっとして、あとは、いろいろな人がお手伝いをしていかなければ無理。皆さんがやりますとおっしゃっても、人が減ってそんな動きがとれない。

もう、ここでお座りの人は、今おっしゃった8庁舎の機動力がどのぐらい落ちておるか、

皆さん、言わんとてわかっているはず。だから、それも踏まえた中で、やはり防災を含んだ地域のインフラ、ライフラインの確保というのは大変重要だと思いますが、そういう思いの中で、こういう協議会を立ち上げていくということを是非やってほしい。いろいろる述べましたが、そういうための方策というのはどうお考えですか。

久住道路局長

貴重な御提言を頂きまして、ありがたく思っております。確かに、私どもが考えておりますことには、人も知恵も限界もございます。これから、地域の方々の声を十分にお聞きしながら、それを県政に反映させていただきまして、皆様方の安全安心につながるように、様々な団体の方、市町村をはじめ、そういった方々の御協力を頂きながら、更にこの協議会を充実させて、一日でも早く従来の姿を取り戻せるように、また、こういったことができるだけ少なくなるように努めてまいりたいと考えております。

杉本副委員長

藤田豊委員のただいまの質問に関連しているのですが、道路だけでなく、人家の裏の木が大きくなって困っているところがたくさんあるんですね。それも、自分の山の木ならば、また自分で切るということになるのだらうと思いますけれども、全く他人の山というのがあって、非常に危険なのではないかというのがちらちら見えます。住んでいる人も、随分困っているようでございますし、ところによると、大変なお金がかかるのだらうというのがわかるようなものがあります。家の裏にレッカーを入れるとといったって、入りようがなかろうというのが出てきているようでございますので、できましたら、これも含めてやっていただければ。難しいと思いますけれども、よろしくお考えのほど、お願いしたいと思いません。

折目防災・安全対策担当室長

今、私どものほうで進めておりますのは、県が管理する道路の中で、緊急輸送道路とかそれから生命線道路、こういったところの道路について、木が倒れてきたら道路に影響がある、危ないといったところの樹木を、今、特定して、それから使用者の了解を頂いた上で伐採するという、そういうことをこれから進めていこうと考えております。

今、委員からお話のありました家の裏の木という、確かにそういう事案もあろうかと思いますが、基本的には、家の所有者がその木の所有者に対して、危ないということであれば切っていただくようお願いするというのが、基本的な考え方と考えております。

杉本副委員長

よくわかりました。しかし、被害が出ることは事実ですよ。雪が降ったら、木が折れるということになりますよ。覚えておいてください。

次に、ダムの説明会、丁寧にしてくれたという話も聞いております。ただ、このダムや堤防の能力をもっと丁寧に、一般の人にわかるように十分にしておかないと、災害があるたびにダムが悪いとか、堤防が悪いとかいう話に持っていかれてしまう。これは実に残念

だと思しますので、もう一遍組み立て直して、一般の人によくわかるように、そしてまた知らしめる方法も、知ってもらふ方法ももっと手を入れるというか、お金も掛けてしないことには、那賀川の話というのは、もうずっとではないかと。40年もやってきて、そしてまだ十分に理解を誰も得ていないということになると思います。是非、そういう方向へ変えるということを考えていただきたい。お答えがあれば、よろしくお願いします。

綿貫水資源・流域調整室長

長安口ダムの、いわゆる治水能力についてお話を頂きました。正に、ダムと言いますのは、巨大な様相から、いかにも洪水をすべて受け止めるようなイメージを持たれる方もいらっしゃると思いますが、実は、一つ長安口ダムについて御説明をさせていただきますと、ここは、那賀川流域で唯一治水機能を備えたダムであります。その構造と流域の特徴から、厳しい操作が求められているダムでございます。

まず、構造上の課題を申しますと、利水容量の中に洪水調節容量のすべてが含まれているという点で、実は、全国にある国や水資源機構、あるいは都道府県が管理するダムが約 530 基ございますが、この中で唯一、長安口ダムがその独自の洪水調節容量を持たないというダムであります。このため、出水時には、予備放流により 1,096 万トンの容量を確保し、洪水に備えるといった運用が必要であり、事前の降雨予測に応じて、常に貯水量を調整しなければならないという厳しい操作が必要でございます。

新聞の欄で、ダムの貯水率というのが毎日出ております。この時期、早明浦ダムは大体 100% です。しかし長安口ダムというのは、大体 60% 台で推移しています。多くの県民の方から、あれはどうしてなんだという御質問をよく頂きます。実際、今申し上げましたとおり、長安口ダムというのは、実は利水容量の中に洪水調節容量が含まれていて、出水の予測のたびにその容量を調節しなければならないという課題がございます。

さらにもう一点、流域の特性から申し上げたいと思います。まず、早明浦ダムと比較いたしますと、早明浦ダムが降雨を集める集水の面積、いわゆるダムから上流の流域面積でございますが、これは 417 平方キロメートルでございます。一方、長安口ダムの集水面積というのは約 500 平方キロメートルでございます。早明浦ダムよりも広くございます。さらに、その上流域で降る雨の量はと言いますと、早明浦ダムが年平均降雨量 3,030 ミリに対し、長安口ダムは 3,284 ミリと、那賀川流域の雨量が多い状況にあります。そして、このような状況でありながら、洪水調節の容量はどうかと言いますと、早明浦ダムが 9,100 万立方メートルに対して、長安口ダムは 1,096 万立方メートルしかない。いわゆる、早明浦ダムの 8 分の 1 の能力しか持っていないという状況でございます。

このような状況から、現在、国におきまして、洪水調節能力を増強すべく、放流ゲートの増設など、改造事業を進めているところでございますけれども、長安口ダムのいわゆる治水能力について、多くの方に知っていただく必要はあると十分感じております。

杉本副委員長

今、あなたがおっしゃったことを、もっと世間の人、普通の人、わかるように、何回も何回も話をしないことには、ずっと不信感がつながっていくということを申し上げたの

であって、今さら教えていただくこともなかったような気がいたしますが。

久住道路局長

先ほどの樹木の伐採の件で…。

杉本副委員長

協力する人はいりません、こんなちゃらちゃらした話では。生活している人が困っているのに、対応してあげないことには。

久住道路局長

ただいま申しましたのは、道路の側面的な立場で申し上げたところというふうに理解をお願いしたいのですが、委員おっしゃいますとおり、木につきましては、道路のみならず、家屋の真裏、急傾斜のところ等にも大変危険な木があろうかと思えます。それにつきましては、やはり個別の…。

杉本副委員長

ちょっと待ってください。

以前、藤田豊委員の御質問のときに、倒木の伐倒は大変難しいと。労働基準法でいったら、伐倒木は切れません。私は経験がありますけれども、隣で切っていた人が、木がはねて顔がなかったんですよ。そんな危険な仕事をさせるのですよ。私は簡単にはさせません。私の従業員だったらさせませんよ。知って言っているのか、知らずに言っているのか。答えがあったら続けてください。

久住道路局長

実は私、今、道路でさせていただいているわけですが、数年前は、急傾斜の事業を担当させていただいてございました。そのときには、裏山が非常に急傾斜で、木がたくさんあって非常に危険だというお話も頂戴しましたときに、現地のほうに役場とともに行きまして、木を切らせていただくようお願いをしまして、切らせていただいた経過も承知しているところでございます。

そのような対応につきましては、道路のみならず行政全般ともに、危ないところにつきましてもきちっと対応していく、これは必ず対応しなければならないところでございますので、そこは個別の事情をきちっとお伺いさせていただきまして、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、何とぞ御容赦のほど、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

今までの経緯を受けまして、1点、逆に皆さんにお願い申し上げます。

今年は、特に台風がありまして、大雪もありまして、また先般は地震がありました。やはり、自然災害に対する備えということで、県土整備部から徳島県の県土強靱化ということで、来年度以降にいろいろな計画が出来ております。

また、災害を踏まえて、今回、倒木対策の対応状況でありますとかダムの対策であったり、治水状況等々が今まで議論されておりました。実際、本当に現場の声を聞いて生きた対策が出来るように、そしてまた、県民の安全を守れるような県土整備委員会であってほしいとずっと言い続けてまいりました。

今年度は予算が多々出ておりますので、その予算が本当に生かされ県民のために使われるように、この委員会を挙げまして、委員皆さんの思いでもあると思いますので、それが確実に執行されますように、そして本当に必要なところに必要な対策がとれるように、県民目線で再度要望させてもらいたいと思います。県土整備部の皆さんには、取組を心していただきたいと思います。

それで、この間の震度5強という地震のことで、各小学校の先生方と話をしたのですが、子どもたちは机の下に皆、隠れたそうです。休み時間に教室へ先生が飛んでいくと、子どもたちは机の下へちゃんと隠れて、安全姿勢をとってくれていたとおっしゃっていました。やはり、子どもたちが地震に備えてやっていたのは、訓練のたまものだというお話でした。

やはり私たちも、来るべきときが来るということで、今回の災害で身に染みて感じられましたので、県民の安全を守るために備えられるように。そして、できることがあるのにできないというのは非常におかしいことだと思いますし、今回の予算で倒木対策などが出ておりますが、ライフラインを守るといえることはどういうことなのかというのを、再度現場の8庁舎の方々の声を拾い上げまして、南であろうが、西であろうが、東であろうが、どこにいても徳島県の人たちが安全に暮らせるように、是非取り組んでいってほしいと思います。部長、何かありましたらどうぞ。

小林県土整備部長

今、委員長のほうから御意見を頂きました。正に、我々もそのとおりだと思っております。昨年、非常に出水もありましたし、雪もありました。本県だけではないのですけれども、土砂災害もありましたし、おっしゃるとおり、先日は地震もございました。非常に災害が多い年だったのに加えて、今年はどうなるかわかりませんが、いつ何どき、何があるかわからないという、非常に緊張感を持って当たるべしと思っております。

補正予算に計上させていただいているもの、それから来年度予算の、まだ骨格段階でございましてけれども、計上させていただけるもの、いずれにいたしましても、しっかり効果が発揮できるよう、県民の安全安心を守るべくしっかりとした対応を、我が県土整備部としても心がけてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14時22分)